

栃木県がん検診精密検査医療機関の登録要件の改正について（案）

H31(2019).3.11 栃木県保健福祉部健康増進課

平成 30(2018)年度第 1 回がん検診部会での委員からの意見等に基づき、肺がん検診の精密検査登録医療機関の登録要件について、次のとおり改正する。

1 改正理由

近年の肺がん診断における気管支鏡検査の実施状況を踏まえ、肺がん検診精密検査医療機関の診断機器に関する基準について、気管支鏡の検査体制を必須とせず、実施可能な他の医療機関へ紹介等できる場合も登録可とする。

2 改正時期

平成 31(2019)年 4 月から適用

3 改正内容（新旧対照表）

改正前	改正後
イ 診断機器に関する基準 <u>(ア) 気管支鏡及び高分解能CTの検査体制が整備されていること。</u> <u>(イ) 院内の各科（内科・外科・放射線科・細胞診・病理）、単科の病院又は診療所であれば、関係科の病院及び診療所等の協力体制が十分とれること。</u>	イ 診断機器に関する基準 <u>(ア) 高分解能CTの検査体制が整備されていること。</u> <u>(イ) 気管支鏡の検査体制が整備されていること、又は実施可能な他の医療機関へ紹介等できること。</u> <u>(ウ) 院内の各科（内科・外科・放射線科・細胞診・病理）、単科の病院又は診療所であれば、関係科の病院及び診療所等の協力体制が十分とれること。</u>

4 その他

要精密検査と判定された者が医療機関を選択する際の参考となるよう、肺がん精密検査医療機関登録名簿に各医療機関で実施可能な検査項目を新たに記載することとする。

肺がん検診精密検査医療機関登録の要件（改正全文）

- ア 肺がん診療を専門とする医師（常勤・非常勤は問わない）がいること。
肺がん診療を専門とする医師は、日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会、日本医学放射線学会の認定医、専門医、指導医あるいは評議員であること。または、生活習慣病検診等管理指導協議会がん検診委員会が上記に準ずると認めた学会に参加していること。
- イ 診断機器に関する基準
(ア) 高分解能CTの検査体制が整備されていること。
(イ) 気管支鏡の検査体制が整備されていること、又は実施可能な他の医療機関へ紹介等できること。
(ウ) 院内の各科（内科・外科・放射線科・細胞診・病理）、単科の病院又は診療所であれば、関係科の病院及び診療所等の協力体制が十分とれること。
- ウ 病理組織診
生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。
- エ 記録の整備と報告
精密検査結果については、精密検査結果通知書等により市町村や検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町村や検診機関が実施する追跡調査及び県が実施する地域がん登録にも協力すること。
- オ 研修・講習会・関連学会等への参加
精密検査医療機関は、次の研修会等に過去3年間に2回以上肺がん診療に従事する医師・技師を受講させていること。ただし、複数の医師・技師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。
肺がん部会が認める研修・講習会・関連学会
日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本医学放射線学会、日本胸部外科学会、日本CT検診学会、日本放射線腫瘍学会、日本臨床細胞学会、栃木県がん集検協議会が主催する肺がん検診従事者講習会等
- カ 肺がん検診精密検査医療機関として、情報公開に同意できること。
なお、公開する項目は肺がん部会が別に定める。